

障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの

(平成十八年三月二十八日)

(厚生労働省告示第百五十八号)

障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第三十五条第一項第一号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの

障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」という。)第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

- 一 指定自立支援医療(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。)のあった月に、支給認定(法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。)に係る障害者又は障害児及び支給認定基準世帯員(令第二十九条第一項に規定する支給認定基準世帯員をいう。)に対し、指定自立支援医療のあった月以前の十二月以内に高額療養費多数回該当の場合(健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十四号)、国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)、地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)又は高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)の規定(他の法令によって準用する場合を含む。)による高額療養費多数回該当の場合をいう。)に該当すべき者
- 二 自立支援医療の種類ごとに次の表に掲げる者

育成医療(令第一条第一号に規定する育成医療をいう。)及び更生医療(同条第二号に規定す	心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る。)、腎臓機能障害、小腸機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する者
--	---

る更生医療をいう。)	
精神通院医療(令第一条第三号に規定する精神通院医療をいう。)	疾病及び関連保健問題の国際統計分類(世界保健機関が世界保健機関憲章(昭和二十六年条約第一号)第二条(s)及び(t)に基づき作成する分類をいう。)の第五章中F0、F1、F2若しくはF3に分類される者若しくは第六章中G40に分類される者又は三年以上の精神医療の経験を有する医師により、情動及び行動の障害又は不安及び不穏状態を示すことから入院によらない計画的かつ集中的な精神医療(状態の維持、悪化予防のための医療を含む。)を継続的に要すると判断された者

改正文 (平成二〇年三月三十一日厚生労働省告示第一六一号) 抄
平成二十年四月一日から適用する。

改正文 (平成二一年三月三十一日厚生労働省告示第二三二号) 抄
平成二十一年四月一日から適用する。